

群馬県バーチャルプロダクション地域素材開発業務仕様書（案）

この公募は、令和8年度群馬県当初予算案に基づいて行うものであり、成立した予算の内容によつては、事業内容及び委託金額等に大幅に変更が生じることがあります。また、4月1日までに予算が成立しない場合には、事業停止も含めて別途協議させていただきますので御留意ください。

1 業務の名称

群馬県バーチャルプロダクション地域素材開発業務

2 委託業務の目的

群馬県の魅力的な撮影スポットのうち、県として訴求したい歴史的建造物や風景、ロケに行きづらい場所、需要の高い場所を撮影し、バーチャルプロダクション用に加工、制作会社等に対して利用を促す。

これにより、各メディアへの群馬県の露出を図り、付随して群馬県内への映画やテレビの撮影誘致を進め、文化・観光地等を含む群馬県そのものの全国的な知名度向上を図るとともに、県民幸福度の向上を目指す。

また、動画制作における先進的な取組であり、カーボンニュートラルの観点から環境対策にも資する本事業を国内外にPRすることで、新たなる「群馬モデル」を発信する。

3 事業実施期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託業務内容

○バーチャルプロダクション背景素材の制作・アーカイブ、活用促進業務

- ・群馬県の知名度を向上させる目的で、バーチャルプロダクション用の背景素材に適した背景（建築物内装外観等含む）を14ロケーション以上撮影すること。
なお、1ロケーションにつき、昼・夜等複数のシーンを撮影することが望ましい。
- ・上記の撮影に当たっては、映像制作会社や企業等のニーズを分析し、需要がある背景を提案すること。
- ・撮影の際は需要分析に基づき、静止画、動画、インカメラVF用の素材等を組み合わせて撮影手法を選択すること。
- ・撮影した素材はバーチャルプロダクションスタジオ（LEDスクリーン）での活用を前提とするが、クロマキー技術を活用したPC上での合成にも対応できるものとして制作すること。
- ・制作した背景素材は自社で運営するスタジオで活用するほか、自社のWEBサイトやカタログなどで独自にPRすること。併せて群馬県で活用するため、データを納品すること。
- ・背景素材制作に伴う各種申請や撮影許可の取得等を実施すること。
- ・撮影素材の目標活用回数は1ロケーションあたり1回以上とする。

なお、素材の活用にあたっては、利用を希望する者から、利用内容が確認できる情報を事前に申請させ、群馬県の確認・承認を得た上で活用すること。

- ・自社保有のバーチャルプロダクションスタジオにおいて、可能であればスタジオ利用者に本業務制作素材の活用を勧めること。
- ・群馬県が指定する事業者に対し、本業務により作成した映像素材等について、群馬県と協議の上、クラウドサービス等を活用し、円滑かつ安全にデータ提供を行うこと。
- ・各制作素材動画の令和9年3月末日時点の活用事例を自社のWEBサイト等でPRするほか、報告書の形式で提出すること。

○本事業のPR業務

自社広報媒体や映像技術の展示会等において、本事業での群馬県との連携をPRし、「群馬モデル」の発信に努める。

5 事業スケジュール（予定）

- ① 素材制作にあたって必要な事項の調整：令和8年4月以降随時
- ② 素材の撮影・編集：令和8年4月以降随時
- ③ 制作素材の公開及び群馬県への納品：令和8年5月以降随時
- ④ 素材活用に掛かる報告書：業務完了報告書提出時

6 成果物一覧

成果物	納品方法
バーチャルプロダクション用素材データ	以下2種類のデータを、それぞれ電磁的記録媒体2個に保存のうえ提出すること。 ①バーチャルプロダクションスタジオで使用可能な高精細素データ ②職員等の通常使用するPC環境においてスムーズに動作するよう、データ容量を抑えた軽量版データ（画質を調整したバージョン等）
実績報告書	Microsoft「Word」や「PowerPoint」で作成した電子データをメール提出

7 留意事項

- (1) 発信にあたり各種法令の遵守や個人情報の保護に十分留意すること。
- (2) 本業務を遂行するために必要な人員や必要経費は、受託者において配置すること。この際、人件費、交通費、宿泊費、各種謝金及びその他必要な費用は、全て契約金額に含める。
- (3) 契約期間終了後も当該制作素材は可能な限り長期間公開・活用できるよう必要な措置を行うこと。
- (4) 素材の制作にあたり、何らかのトラブルが発生した場合は、速やかに群馬県に報告するとともに、受託者の責任において適切な対応を行うこと。
- (5) 群馬県では「ぐんまフィルムコミッショング」で県内ロケ地を紹介していることから、紹介地を参考として素材撮影地を提案すること。なお、最終的な撮影地は群馬県と協議の上、決定する。

8 事業実施計画書の提出

契約締結後、速やかに事業実施計画書を提出すること。

9 業務完了報告書の提出

業務完了後、速やかに業務完了報告書を提出すること。

10 その他

- ・契約は、選定された企画提案書と本仕様書の内容について、改めて群馬県と受託予定者で細部を打合せの上、締結する。
- ・業務を効果的に推進するため、業務の一部を第三者の事業者に再委託することができる。その場合は、群馬県にあらかじめ書面で報告するものとする。
- ・本仕様書に定めの無い事項については、都度協議により決定する。
- ・本事業を進める際は、群馬県と十分な協議を行うものとする。
- ・本事業の執行段階において、両者協議の上、本仕様書の内容を変更することができる。
- ・受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- ・災害等やむを得ない理由により、委託業務の内容・実施時期を変更することができる。
- ・本事業に関する所有権や著作権は、原則として群馬県に帰属するものとする。
ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識や技術に関する権利は受託者に留保するものとするが、詳細は委託者と受託者で別途協議する。